十四	前各号に掲げる船舶以外の二酸化炭素放出抑制対象船舶	（略）

備考
一　Dwは、載貨重量トン数
二　Gtは、総トン数

（二酸化炭素放出実績指標の評価の基準）

第三条　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）第十二条の十七の十四の二及び第十二条の十七の十九の二の規定による評価は、A評価、B評価、C評価、D評価又はE評価の等級を表示して行うものとする。この場合において、これらの等級に対応する二酸化炭素放出実績指標の範囲は、次の表の上欄に掲げる船舶の用途及び同表の中欄に掲げる船舶の大きさに関する指標に応じ、それぞれ同表の下欄に定める範囲とする。

船舶の用途	船舶の大きさに関する指標	二酸化炭素放出実績指標の範囲				
		A評価	B評価	C評価	D評価	E評価
一　ロールオン・ロールオフ旅客船		目標値の〇・七六倍未満	目標値の〇・七六倍以上〇・九二倍未満	目標値の〇・九二倍以上一・一四倍未満	目標値の一・一四倍以上一・三〇倍未満	目標値の一・三〇倍以上
二　クルーズ旅客船		目標値の〇・八七倍未満	目標値の〇・八七倍以上〇・九五倍未満	目標値の〇・九五倍以上一・〇六倍未満	目標値の一・〇六倍以上一・一六倍未満	目標値の一・一六倍以上
三　タンカー等（次号に掲げるものを除く。）		目標値の〇・八二倍未満	目標値の〇・八二倍以上〇・九三倍未満	目標値の〇・九三倍以上一・〇八倍未満	目標値の一・〇八倍以上一・二八倍未満	目標値の一・二八倍以上
四　タンカー等（その貨物倉の一部分がばら積みの固体貨物の輸送のための構造を有するものに限る。）		目標値の〇・八七倍未満	目標値の〇・八七倍以上〇・九六倍未満	目標値の〇・九六倍以上一・〇六倍未満	目標値の一・〇六倍以上一・一四倍未満	目標値の一・一四倍以上

十四	前各号に掲げる船舶以外の指標確認対象船舶	（略）

備考
Dwは、載貨重量トン数
Gtは、総トン数

（新設）